

富里市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱

(平成19年3月30日告示第72号)

改正 平成20年4月23日告示第87号 平成22年1月26日告示第11号
平成25年3月25日告示第53号 平成28年3月31日告示第72号
平成31年3月29日告示第84号 令和4年3月18日告示第34号
令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉の増進を目的として活動する富里市民生委員児童委員協議会（以下「協議会」という。）に対し、委員の資質の向上及びその活動の推進を図る事業に要する経費について、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費等)

第2条 対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 協議会は、当該補助事業の着手日の翌日から起算して30日以内に富里市民生委員児童委員協議会補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を速やかに審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を富里市民生委員児童委員協議

会補助金決定・却下通知書（別記第2号様式）により協議会に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第6条 協議会は、補助金の交付決定後、補助事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに富里市民生委員児童委員協議会補助金変更・中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認める場合はこの限りではない。

2 市長は、前項による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により当該申請の内容を調査し、承認をすべきと認めたときは、当該申請について承認するものとする。

第6条に次の一項を加える。

3 第5条の規定は、前項の規定による承認をした場合について準用する。

（実績報告）

第7条 協議会は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その完了した日から30日以内に補助事業の成果を記載した富里市民生委員児童委員協議会事業実績報告書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 事業報告書

2 補助金の交付の決定に係る会計年度が終了した場合も、前項と同様とする。

（補助金の額の確定等）

第8条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、当該報告に係る書類の審査等により、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき額を確定し、富里市民生委員児童委員協議会補助金交付確定通知書（別記第5号様式）により、協議会に通知するものとする。

（請求手続）

第9条 協議会は、交付の確定を受けた場合は、速やかに富里市民生委員児童委員協議会補助金請求書（別記第6号様式）を市長に提出するものとする。

（概算払の請求手続）

第10条 事業完了前に補助金を必要とする場合は、協議会は決定額の範囲内で概算払の請求をすることができる。請求に当たっては、富里市民生委員児童委員協議会補助金概算払請求書（別記第7号様式）を市長に提出するものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、協議会が補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関し補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 市長は、前2項の返還の請求に係る補助金で、やむを得ない事情があると認めるときは、協議会の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成20年4月23日告示第87号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の富里市民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要綱の規定は、平成20年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成22年1月26日告示第11号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日告示第53号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第72号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第84号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| | 対象経費区分 | 補助率 | 限度額 |
|------------------------|-------------------------------------|-------|---------|
| 1 全国民生委員互助共励事業に関するもの | ア 会費 | 全額 | — |
| 2 千葉県民生委員児童委員協議会に関するもの | ア 会費 | 全額 | — |
| 3 委員の研修に関するもの | ア 講師謝礼 | 1 / 2 | 71,000円 |
| | イ 旅費 | | |
| | ウ 施設使用料 | | |
| | エ 需要費 (ただし、食糧費については市長が認めたものに限る。) | | |
| | オ 通信運搬費 | | |

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

富里市長

様

富里市民生委員児童委員協議会

会 長

Ⓜ

富里市民生委員児童委員協議会補助金交付申請書

下記のとおり 年度富里市民生委員児童委員協議会補助金の交付を受けたいので、富里市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書

第2号様式（第5条関係）

指令第 号
年 月 日

富里市民生委員児童委員協議会
会 長 様

富里市長



富里市民生委員児童委員協議会補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度富里市民生委員児童委員協議会補助金については、富里市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付の条件

※ 概算払を受けようとする場合は、要綱第10条の規定による富里市民生委員児童委員協議会補助金概算払請求書を市長に提出してください。

第 号
年 月 日

富里市長 様

富里市民生委員児童委員協議会
会 長 ⑩

富里市民生委員児童委員協議会補助金変更・中止（廃止）承認申請書
年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けた 年度富里
市民生委員児童委員協議会補助金について、富里市民生委員児童委員協議会補
助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | |
|----------------|--|
| 交付決定額 | 円 |
| 補助金等交付申請額の変更 | <input type="checkbox"/> あり (変更後の補助金申請額 円) <input type="checkbox"/> なし |
| 変更又は中止(廃止)の理由 | |
| 変更又は中止(廃止)の年月日 | 年 月 日 |

注1 変更の申請の場合は、変更後の事業計画の内容が確認できる書類を添付すること。

2 中止の申請の場合は、交付申請時の事業計画の内容の進捗状況がわかる書類を添付すること。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

富里市長 様

富里市民生委員児童委員協議会
会 長 ⑩

富里市民生委員児童委員協議会事業実績報告書

年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、富里市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助事業の成果
- 3 補助事業の実績
- 4 補助事業の期間 年 月 日から 年 月 日まで

第5号様式（第8条関係）

達第 号
年 月 日

富里市民生委員児童委員協議会
会 長 様

富里市長



富里市民生委員児童委員協議会補助金交付確定通知書

年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けた 年度富里市民生委員児童委員協議会補助金については、富里市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 円

年 月 日

富里市長 様

富里市民生委員児童委員協議会
会 長 ⑩

富里市民生委員児童委員協議会補助金交付請求書

年 月 日付け達第 号で交付確定を受けた 年度富里市民生委員児童委員協議会補助金について、富里市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

| | | |
|--------------|-------|---|
| 交付確定額 ① | | 円 |
| 既交付済額 ② | 年 月 日 | 円 |
| | 年 月 日 | 円 |
| | 計 | 円 |
| 交付請求額 ①－② | | 円 |

【補助金の振込先】

| | |
|-----------------|--|
| 金融機関名 | |
| 口座種別 | |
| 口座番号 | |
| (フリガナ) 口座名義人 | |

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

富里市長 様

富里市民生委員児童委員協議会
会 長 ㊟

富里市民生委員児童委員協議会補助金概算払請求書

年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けた 年度富里市民生委員児童委員協議会補助金について、富里市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

| | |
|--------------------|---------------------------|
| 補助金交付決定額 | 円 |
| 補助金の概算払を受けたい時期及び金額 | 年 月 日 円 年 月 日 円 計 円 |
| 理 由 | |

【補助金の振込先】

| | |
|-----------------|--|
| 金融機関名 | |
| 口座種別 | |
| 口座番号 | |
| (フリガナ) 口座名義人 | |

